

## B スマートフォンを持たせる場合

購入時にお子様に使用させることを申し出て、①携帯電話会社のフィルタリングを利用するとともに、②WEB(ブラウザ)用と③アプリ用の端末内のフィルタリングを利用しましょう。

### WEB(ブラウザ)用のフィルタリングを導入・設定しましょう。

スマートフォンは、①携帯電話会社の電波(3G、4G回線やLTEなど)に加えて、②無線LAN回線を使ってインターネットに接続することができます。

ご自宅や店舗などで無線LAN回線(Wi-Fiなど)に接続させる場合には、フィルタリングが適用されているか確認しましょう。

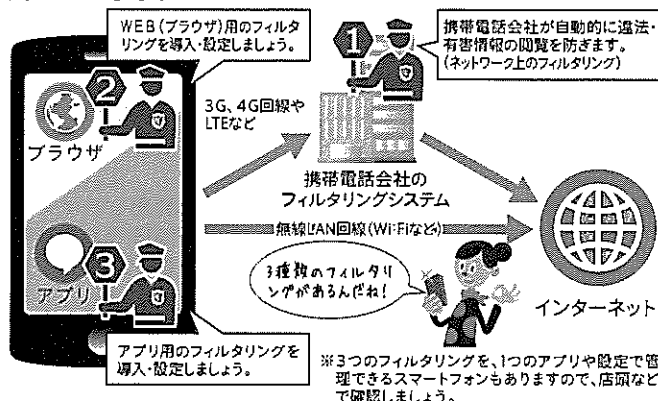
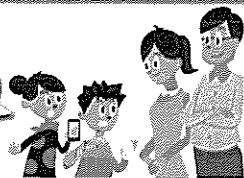
#### ① 携帯電話会社の電波(3G、4G回線やLTEなど)を使ってインターネットに接続する場合

購入時に携帯電話会社のフィルタリングサービスに申し込むことで、自動的に違法・有害情報の閲覧を防ぐことができます。(ネットワーク上のフィルタリング)

#### ② ご自宅や店舗などで無線LAN回線(Wi-Fiなど)を使ってインターネットに接続する場合

無線LAN回線(Wi-Fiなど)を利用する場合には、①フィルタリングが適用されない場合があります。お子様のスマートフォンにWEB(ブラウザ)用のフィルタリングアプリを設定して(端末内のフィルタリング)、違法・有害情報の閲覧を防ぎましょう。

安心してネットが  
使えるように  
フィルタリング設定  
お願い!



### ③ アプリ用のフィルタリングを設定しましょう。

スマートフォンでは、ホームページなどを閲覧するブラウザ以外にも、様々な機能やサービスを提供するアプリがあります。アプリは、ブラウザを使わずに、直接、インターネットを利用しているため、①や②のフィルタリングが適用されない場合があります。

そのため、お子様の安全で安心できる利用環境を保つには、アプリ用のフィルタリングを導入・設定する必要があります(端末内のフィルタリング)。

アプリ用のフィルタリングを導入・設定するには、機器にフィルタリングアプリを導入したり、アプリのインストールや起動を制限する機器本体の機能を活用したりする方法があります。スマートフォンによって使い方や設定が異なりますので、購入時に販売店やメーカー、ホームページで確認しましょう。

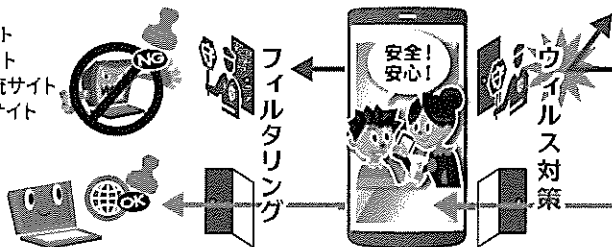
## ◎「フィルタリング」と「ウイルス対策」のペアでセキュリティ対策を行いましょう。

危険なサイトに行かないようにする「フィルタリング」

危険なものの侵入を防ぐ「ウイルス対策」

- ・個人情報を盗むなりすましサイト
- ・架空請求などを目的とするサイト
- ・犯罪やトラブルを誘発する交流サイト
- ・ウイルスファイルをまき散らすサイト

- ・健全な運営状態にあるサイト
- ・許可リストにあるサイト
- ・その他、安心な一般サイト



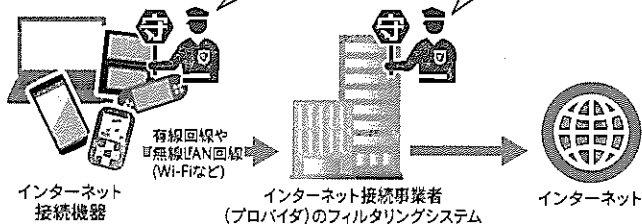
- ・ウイルスなどの不正プログラム(不正アプリを含む)
- ・ウイルスなどが仕込まれたメール
- ・アドレス帳など、個人情報へのアクセス

- ・一般的なメールやメルマガ
- ・友人や知人からのメッセージ
- ・信頼できるアプリ など

## C パソコン・ゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーを持たせる場合

インターネット接続機器ごとに利用方法・設定が異なります。(端末内のフィルタリング)

インターネット接続事業者が違法・有害情報の閲覧を防ぎます。(ネットワーク上のフィルタリング)



### ● お子様に機器を持たせる前に設定する

保護者の目が届かないところで、お子様がインターネットを利用する可能性がある場合には、どんなときでもお子様の安全を守ることができるよう、フィルタリングや閲覧制限・課金制限などのペアレンタルコントロール機能を積極的に利用しましょう。

タブレット型携帯端末や携帯音楽プレイヤーの中には、インターネットに接続してスマートフォンと同じようなアプリやサービスを利用できるものもあります。お子様がどのような場所・環境で、どのようなサービスを利用しているかご存知ですか? 無線LAN回線(Wi-Fiなど)の利用などについて、普段の会話の中で確認しておきましょう。

## ◎コミュニティサイトの利用を通じて被害を受けた青少年のうち、9割以上がフィルタリング未加入です。

平成21年以降、毎年1,000人を超える児童が青少年保護育成条例違反などの福祉犯の被害に遭っています。引き続き、保護者や関係機関・団体による青少年保護の取組が必要です。(警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について」などより)

## 4 チェックシートで保護者の役割を確認しましょう。

お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができることを、もう一度確認しましょう。

### 3つのポイント

チェックを入れて確認してみましょう。

発達段階に応じて、

- 適切にインターネットを利用させましょう。
- 家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。
- お子様を持たせる機器にはフィルタリングなどを設定しましょう。

### ● お子様を見守りましょう

- 使い始めはお子様と一緒にインターネットを利用して、インターネットを適切に利用するための知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけさせましょう。
- 日頃のお子様の行動や判断能力などから、インターネットを「使いこなす力」がどの程度身につけているのか見極めましょう。
- お子様の成長に合わせて、持たせる機器や利用できるサービスの範囲を広げるなど、インターネットを利用させる環境を段階的に整えていきましょう。
- お子様がどのようなサービスを使いたいのか話を聞いて、一緒に利用してみましょう。お子様の方が詳しい場合でも、見守ることが大切です。
- 保護者の心配な点を伝え、お子様自身に考えさせてみましょう。

### ● お子様と会話をしましょう

- お子様と顔を合わせて、普段の出来事やインターネットの使い方について会話をしましょう。
- 表情を見ながら会話をすることで、過度の利用で寝不足になっている、トラブルに巻き込まれて落ち込んでいるなど、お子様の「サイン」を見つけることが大切です。

### ◎最新のニュースや、ソーシャルメディアの利用に関するルール作りなどを確認しましょう。

安心ネットづくり促進協議会(安心協)は、企業、団体、有識者が連携して、青少年の安全安心なインターネット利用を推進する非営利団体です。  
ソーシャルメディアガイドラインの作り方のポイントなど、様々なコンテンツがご覧いただけます。

<http://good-net.jp/>

スマートフォンは  
こちらから→

安心協

検索



### ● 利用者情報や課金などについて

- 迷惑メールや架空請求メールなど、不明なサイトはクリックせずに、すぐに相談するように伝えましょう。
- アプリを利用する際には、プライバシーポリシーなどを読み、取得される利用者情報の範囲や目的などをよく確認しましょう。また、意図せずに、電話帳情報や位置情報(GPS)などの利用者情報が送信されないよう、機器やアプリのプライバシー設定を適切に変更しましょう。
- フィルタリングなどの設定に必要なパスワードは保護者が確実に管理しましょう。
- 保護者のクレジットカードを無断で使うことはできません。ゲームなどの課金について、お子様と話し合しましょう。



インターネットの安全で便利な使い方をもっと教えてほしい！  
保護者も、スマホを実際に使って、一緒に学んでほしい！

### ● 保護者自身が気を付けること

～お子様は保護者の行動を見て、学び・育ちます。

- お子様はインターネットを「使いこなす力」を身につけるためには、お子様が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整える必要があります。お子様とともに、保護者自身がインターネットに関する知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけることが重要です。
- お子様は保護者の行動を見て、学び・育ちます。保護者もお子様も、インターネットの過度の利用には注意しましょう。とりわけ、モバイル端末は、いつでもどこでもインターネットを利用できるため、長時間利用しがちです。節度のある使い方ができるよう、ご家庭のルールを作ることが大切です。

## 5 小さなことでも気軽に相談しましょう。

### ● 機器の購入時に相談窓口を確認しましょう。

インターネット接続機器の購入時は、フィルタリングやペアレンタルコントロール機能の利用方法・設定について、相談できる窓口を確認しておきましょう。

青少年インターネット環境整備法第18条において、インターネット接続事業者(プロバイダ)は利用者から、フィルタリングサービスを求められた場合は提供する義務があります。

### ● 専門機関に相談しましょう。

- ◎ 学校関係者やウェブサイト運営者などからインターネット上の違法・有害情報などに関する相談を受け付ける窓口です。  
違法・有害情報相談センター(業務委託元:総務省)  
<http://www.ihaho.jp/>
- ◎ インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付ける窓口です。  
インターネット・ホットラインセンター(業務委託元:警察庁)  
<http://www.internethotline.jp/>
- ◎ 保護者や子どもからの相談を電話またはメールにより受け付けている警察の窓口です。都道府県の少年相談窓口(ヤングテレホンコーナーなど)又は最寄りの警察署まで相談してください。  
警察庁ホームページ ⇒ お知らせ ⇒ 各種相談などがある方に ⇒ 都道府県警察の少年相談窓口について  
各都道府県の少年相談窓口  
<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>

### ● 保護者同士で相談しましょう。

流行りのツールを使っていないと仲間はずれになるのではなかなかなど、保護者の心配の種は尽きません。日頃から不安に思っている事や子どもが何に関心を持っているか、またトラブル事例などを身近な保護者間で話題にしましょう。

子ども達同士でルールを作らせたり、学校、学級、地域と連携することで防げるトラブルもあります。

- ◎ 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっている消費生活センターなどの窓口です。  
消費者ホットライン 電話 0570-064-370
- ◎ インターネット上の人権侵害に関する相談を受け付ける窓口です。  
法務局の人権相談窓口(みんなの人権110番)  
電話 0570-003-110

人権相談

検索



違法・有害  
情報相談センター



インターネット・  
ホットラインセンター



各都道府県の  
少年相談窓口

原議保存期間	3年(平成29年3月31日まで)
有効期間	一種(平成29年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁丙少発第32号、丙情対発第76号  
平成25年12月19日  
警察庁生活安全局長

スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための取組の推進について(通達)

インターネット利用に起因する児童の犯罪被害等の防止については、「児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組の推進について(通達)」(平成22年11月1日付け警察庁丙少発第31号、警察庁丙情対発第69号。以下「旧通達」という。)等に基づき、主に従来型の携帯電話に係るフィルタリングの普及促進を中心とした取組を推進してきたところである。

しかしながら、近年、無線LAN回線やアプリケーション(以下「アプリ」という。)の利用が可能なスマートフォンのほか、インターネット接続機能を備えた携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤー等が普及し、児童が利用するインターネット接続機器が多様化したことにより、これらを安全に利用させるためには、フィルタリングを設定するだけでは十分とはいえない現状にある。

また、児童の所持率が年々増加しているスマートフォンについては、平成25年7月に内閣府が実施した世論調査において、7割以上の国民が児童に持たせることを不安に感じており、現に、コミュニティサイトに起因する福祉犯被害のうち、スマートフォン利用に係る被害が急増するとともに、スマートフォンのアプリを利用した威力業務妨害等の少年事件も発生するなど、児童の犯罪被害や非行の防止が喫緊の課題となっている。

各都道府県警察においては、「少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進について(通達)」(平成25年1月31日付け警察庁丙少発第2号ほか)に基づき、有害環境の浄化対策を総合的に推進しているところ、こうした情勢の変化を的確に踏まえ、下記のとおり、インターネット利用に起因する児童の犯罪被害や非行を防止するための取組を推進されたい。

なお、旧通達、「児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した関係事業者に対する要請活動等について(通達)」(平成22年11月24日付け警察庁丁少発第162号、警察庁丁情対発第190号)及び「児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組における進学・進級時の保護者への啓発活動の実施について(通達)」(平成23年12月26日付け警察庁丁少発第252号、警察庁丁情対発第256号)は、廃止する。

## 記

### 1 保護者に対する啓発活動の強化

児童のインターネット利用を適切に把握・管理する立場にある保護者の役割は、極めて大きいものがあるが、インターネットに苦手意識を持つ保護者が児童のインターネット利用を十分に把握できていない実態もみられるところである。

さらに、スマートフォン等の普及により、従来型の携帯電話に係るフィルタリングについて知識を有する保護者にとっても、児童のインターネット利用を管理するための手順が複雑で難解となるなど、保護者の負担は増大している。

このような情勢を踏まえ、次に掲げる事項に留意の上、保護者に対する啓発活動を強化すること。

#### (1) 学校等と連携した効果的な啓発

学校や教育委員会と連携の上、進学・進級時における保護者説明会等、多くの保護者と接する学校行事等を有効に活用し、児童の犯罪被害や非行を防止するための対策等について啓発活動を実施するとともに、説明会等に参加できない保護者に対しても、啓発資料が確実に配布されるよう学校等の協力を得るなどして、より多くの保護者に啓発の効果が行き渡るように努めること。

#### (2) 最新の情勢を踏まえた分かりやすい啓発

スマートフォン、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー等の利用に係る児童の犯罪被害や非行の実態、児童が利用する機器に応じた適切な管理方法、各事業者が提供するフィルタリング、家庭でのルールづくり等について、可能な限り最新の情報に基づいた内容の啓発となるように配慮するとともに、リーフレット、DVD等の啓発資料を用い、インターネットに苦手意識を持つ保護者にも分かりやすい平易な説明に努めること。

### 2 携帯電話事業者等に対する要請の徹底

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「法」という。）により、携帯電話事業者等には、青少年が使用する携帯電話について、携帯電話回線に係るフィルタリングの提供等が義務付けられているが、スマートフォンを安全に利用するためには、法では義務付けられていない無線LAN回線のフィルタリングや不適切なアプリの起動を自動的に制限するアプリフィルタリングの設定等を行う必要がある。

携帯電話事業者等は、自主的にスマートフォンに対応したフィルタリングの提供に努めているものの、保護者がとるべき措置も複雑になっていることから、販売店における十分な説明がなされず、保護者による適切な管理が行われていないことも懸念される。

このような情勢を踏まえ、次に掲げる事項に留意の上、管内の携帯電話事業者等に対する要請を徹底すること。

#### (1) スマートフォンに対応したフィルタリングの説明の要請

販売や契約の場において、法により義務付けられていないスマートフォンの無線

LAN回線のフィルタリングやアプリフィルタリングについても適切な説明・推奨が行われるよう要請するとともに、フィルタリングの導入後も保護者自身がパスワードにより管理する必要があること等について丁寧で分かりやすい説明が行われるよう働き掛けること。

(2) フィルタリングの解除等に対する適切な措置の要請

一部のサイトやアプリが利用できないことを理由に、保護者がフィルタリングの導入を断るケースや、契約後に解除してしまうケースもみられることから、フィルタリングを設定しない場合の危険性や、利用するサイトやアプリを保護者が設定できるカスタマイズサービスについての説明・推奨が確実にされるよう要請すること。

3 児童に対する情報モラル教育の推進

コミュニティサイトに起因する犯罪被害児童数は、平成21年以降、毎年1,000人を超える高い水準で推移しているが、被害事例を見ると、多くの児童がインターネット上で知り合った者と接触することに抵抗を感じていないほか、コミュニティサイト上における個人情報の公開や、不正なアプリのダウンロードによる端末・利用者情報等の外部送信の危険性に対する認識が希薄であることがうかがえる。

また、インターネット上への不適切な書き込みや画像等の投稿により、児童が検挙される事案も多発しているが、検挙後の取調べで判明した動機からは、インターネットの特性や自己の行為の重大性を十分に認識できていない児童も多く認められるところである。

このような情勢を踏まえ、次に掲げる事項に留意の上、児童に対する情報モラル教育を推進すること。

(1) 具体的な事例に基づく啓発

非行防止教室等において、具体的な被害事例や非行事例を基に、インターネットの特性や危険性について啓発するとともに、教職員が活用できるような最新の事例や対策を学校に提供するなど、児童の情報モラルを向上させるための取組を推進すること。

(2) 児童の年齢を踏まえた啓発

携帯ゲーム機等の利用により、低年齢児童が被害に遭う事例もみられることから、児童がその発達段階に応じて適切にインターネットを利用できるよう、児童の年齢を踏まえた分かりやすい啓発に努めること。

4 関係機関・団体、事業者等との連携の強化

(1) 体制の構築

取組の推進に当たっては、各都道府県警察の少年担当部門とサイバー担当部門が緊密に連携することはもとより、知事部局、教育委員会、学校等の関係機関や携帯電話事業者等の関係事業者による協議会を設置するなど、相互に連携した取組の推進に向けた効果的な体制の構築に努めること。

(2) ボランティアの活用等

#### ア サイバー防犯ボランティアの育成・支援等

サイバー防犯ボランティアの結成の促進及び裾野の拡充を図るとともに、サイバー防犯ボランティアに対し、サイバー犯罪情勢等の情報提供を行うほか、サイバーパトロールの実施方策、サイバー空間における被害を防止する方策等に関する啓発活動の実施や、各種研修会、会合等への参加を促すなど、活動を積極的に支援すること。

#### イ 少年警察ボランティアの効果的な活用

少年警察ボランティアに対し、委嘱時の研修や少年補導員連絡協議会等の会合において、インターネット利用に起因する児童の犯罪被害等の実態のほか、インターネットの特性や危険性について幅広く情報提供を行うとともに、街頭補導等の活動の機会を利用した啓発活動の実施を促すなど、少年警察ボランティアの効果的な活用に努めること。

#### (3) 条例改正の動向への参画

都道府県によっては、青少年保護育成条例等に、携帯電話回線に係るフィルタリングを使用しない場合の書面提出を保護者に義務付けるなどの規定が設けられているが、スマートフォンの普及を踏まえ、その利用に係る被害実態等の情報を提供するなど、引き続き、知事部局の条例改正の動向に積極的に参画すること。

#### (4) 職員の知識の向上等

少年の健全育成を目的とした啓発活動を積極的に行っているインターネット関連事業者もあることから、必要に応じて、専門的知識のあるこれらの事業者に協力を求め、連携した啓発活動を実施するとともに、警察職員を対象とした研修会等に講師として招致するなどして、職員の知識の向上にも努めること。

原議保存期間	1年(平成27年3月31日まで)
有効期間	二種(平成26年4月30日まで)

警察庁丁少発第27号、丁生企発第53号  
 丁情対発第44号、丁薬銃発第32号  
 平成26年2月5日  
 警察庁生活安全局少年課長  
 警察庁生活安全局生活安全企画課長  
 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長  
 警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長

警視庁生活安全部長  
 警視庁組織犯罪対策部長 殿  
 各道府県警察本部長  
 (参考送付先)  
 警察大学校生活安全教養部長  
 警察大学校組織犯罪対策教養部長  
 各管区警察局広域調整担当部長  
 各方面本部長

### 進学・進級時における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について

例年、進学・進級の時期は、生活環境の変化に伴い、少年が深夜はいかい、喫煙、飲酒等の不良行為や、万引き、薬物乱用等の非行に走りやすく、また、出会い系サイトやコミュニティサイトに起因して性的被害を受けたり、あるいは有害業務に従事させられるなど、悪質な福祉犯等の犯罪被害に遭うケースも少なくない。

このため、下記のとおり、進学・進級時における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進強化を図ることとしたので、各都道府県警察にあっては、少年警察ボランティアや関係機関・団体等と連携しながら、効果的な施策の推進に努められたい。

#### 記

##### 1 実施時期

3月1日から4月30日までの間とし、同期間中に下記重点推進事項に係る取組を特に強化する時期として、おおむね1か月間を各都道府県警察において選定すること。

##### 2 重点推進事項

- (1) 不良行為少年及び福祉犯被害少年の早期発見、早期措置のための街頭補導活動等の強化

「集団的不良交友関係の解消を通じた立ち直り支援活動等の一層の推進について」(平成24年1月25日付け警察庁丁少発第8号)に留意しつつ、インターネットカフェ、カラオケボックス、コンビニエンスストア、ゲームセンター等少年のたまり場となったり、少年が立ち寄りやすくなる可能性が高い場所やその周辺を重点に、街頭補導活動を強化し、不良行為少年の早期発見に努め、適切な助言及び指導等を行うとともに、福祉犯捜査の端緒を得るよう配意すること。さらに、これらの場所の管理者等に対し、不良行為少年を発見した際には速やかに通報するよう依頼すること。

また、サイバーパトロールを強化し、出会い系サイトやコミュニティサイトを利用した児童買春・児童ポルノ事犯、及び児童に対する支配の度合い、事犯の組織性、暴力団等の関与の有無等の観点から特に悪質と認められる性的搾取事犯等の福祉犯被害に遭う少年の早期発見に努め、早期保護等を図るとともに、必要に応じ、「サイバー補導の推進について」(平成25年10月10日付け警察庁丁少発第143号)に基づく措置をとること。

このほか、少年相談の対応を強化するとともに、相談者の立場に立ったきめ細かな対応に努めること。

(2) 少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化対策の推進

ア インターネット利用に起因する非行及び犯罪被害防止対策の推進

学校等教育機関と連携し、入学説明会や保護者説明会等のあらゆる機会を捉え、他人のID・パスワードを不正に利用した不正アクセス、児童ポルノの提供、公然陳列及び出会い系サイトへの禁止誘引行為の書込み等の違法行為の実態、インターネット利用に係るみだらな性行為等（条例違反）、児童買春・児童ポルノ事犯等の犯罪被害の実態、フィルタリングの利用等について、「スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための取組の推進について」（平成25年12月19日付け警察庁丙少発第32号ほか）を踏まえ、児童・保護者・教育関係者等に対して啓発活動を実施するとともに、携帯電話事業者に対し、販売時における保護者への説明強化等を要請するなど、インターネット利用に起因する児童の犯罪被害等防止のための取組を推進すること。

特に、保護者への啓発活動に当たっては、インターネットに苦手意識を持つ保護者にも配慮の上、スマートフォンや携帯ゲーム機等児童が利用するインターネット接続機器に応じた適切な対策について、最新の情報に基づいた具体的で分かりやすい説明に努めること。

イ 有害図書類等の営業者に対する指導・要請、ピンクビラ等の撤去活動等の強化

少年の健全な育成を阻害する有害環境を排除するため、性的感情を著しく刺激し、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがある有害玩具類、過激な性表現や残虐・粗暴な表現のあるゲーム、ビデオ、雑誌等の有害図書類等の営業者に対する年齢確認や区分陳列の徹底等に係る指導・要請、有害図書類等の自動販売機の取締り、ピンクビラ等の違法広告物の撤去活動等を強化すること。

(3) 少年を見守る社会気運を醸成するための取組等の強化

「非行少年を生まない社会づくりの一層の推進について」（平成24年10月25日付け警察庁丁少発第179号）に基づき、地域住民等に対する地域の非行情勢や非行要因等の情報発信等、少年を見守る社会気運を醸成するための情報発信を強化するとともに、卒業時のイベントや入学時のオリエンテーション等の機会を活用した非行防止教室の実施等、少年の規範意識醸成を図るための取組を強化すること。

特に、少年非行の低年齢化を踏まえ、教育委員会や学校に対し、小学生以下の少年や保護者を対象とした非行防止教室等について積極的に開催されるよう申入れを行うこと。

(4) 子供を犯罪から守るための対策の推進

多くの学校等の関係機関では、学校安全に係る年度計画等を学期末から新学期に定めることから、同時期を捉え、学校等に対して被害防止教室の積極的な実施を申し入れるなど、各種取組の一層の推進を図ること。

特に、新学期の開始時期に合わせて、幼稚園、保育園の新入園児及び小学校の新入児童を対象とした被害防止教育の速やかな実施と、保護者や地域の防犯ボランティア団体及びスクールサポーターとの連携による子供の保護や通学路の警戒、誘導等を目



的とした自主防犯活動の促進に努めること。

なお、被害防止教育の実施に当たっては、子供110番の家の設置場所、利用方法についても周知を図るほか、防犯ブザーや防犯ホイッスルの確実な携帯と活用など、危険な事案に遭遇した場合における身の安全を守るための初期的な対応要領についても併せて指導すること。

(5) 薬物乱用少年の早期発見・補導及び薬物乱用防止のための広報啓発活動の強化

関係部門が連携して繁華街等の実態を把握するとともに、街頭補導や少年相談等あらゆる活動を通じて薬物乱用少年の早期発見・補導に努めること。

特に脱法ドラッグを乱用・所持する少年に対しては、「脱法ドラッグを乱用・所持する少年に対する補導活動等の推進について」（平成25年4月4日付け警察庁丁少発第53号）に基づき、積極的な補導活動を推進し、少年への脱法ドラッグのまん延阻止を図ること。

また、薬物乱用防止教室を始めとする少年に対する広報啓発活動の取組を強化するとともに、大学生、短大生等に対しても、入学時のオリエンテーションの機会を活用して、脱法ドラッグを含めた薬物乱用による健康被害事例についての情報提供を積極的に行うなど効果的な広報啓発活動に努めること。

(6) 飲酒・喫煙の防止に関する広報啓発活動の強化

街頭補導活動のほか、非行防止教室、街頭における啓発活動等の機会を通じて、未成年者の飲酒・喫煙の防止に関する広報啓発活動を積極的に推進すること。

なお、4月は「未成年者飲酒防止強調月間」であるので、知事部局、国税局等関係機関と連携し、未成年者飲酒防止に関する効果的な広報啓発活動を始めとする各種対策を推進すること。

また、酒・たばこの営業者に対しては、未成年者飲酒禁止法及び未成年者喫煙禁止法に基づく年齢確認の徹底、従業員研修の実施、自動販売機の適正な管理等について要請すること。

(7) 少年を特殊詐欺に加担させないための取組の推進

中学生・高校生を含む少年が、財物の交付を受ける役割の「受け子」等として特殊詐欺に加担している背景には、遊興費欲しさに先輩や知人等からの誘いやインターネット掲示板等の高額アルバイト勧誘に安易に乗るなどしている状況が見受けられ、進学・進級時の生活環境の変化、新たな人間関係の構築等によって、こうした誘惑にさらされる危険を招来することが懸念される。

こうしたことから、「少年を特殊詐欺に加担させないための取組の推進について」（平成25年10月10日付け警察庁丁少発第144号ほか）に基づき、学校と連携した少年の規範意識向上に向けた非行防止教室等の開催、保護者会・保護者向けの講演会等を通じた家庭における非行防止への取組の促進、少年を特殊詐欺に加担させないための情報発信等を積極的に推進すること。

### 3 留意事項

重点推進事項に係る取組の推進に当たっては、「少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進について（通達）」（平成25年1月31日付け警察庁丙少発第2号ほか）に基づき、各都道府県警察において策定する推進計画を踏まえた取組を推進すること。

#### 4 報告等

重点推進事項に係る効果的な取組事例等については、その都度、少年課企画係に報告されたい。

(本件担当)

少年課

企画係 (800-3071、3074)

保護対策係 (800-3103)

児童ポルノ対策係 (800-726-613)

福祉犯係 (800-726-634)

生活安全企画課

子供安全対策係 (800-3053)

情報技術犯罪対策課

対策防犯係 (800-3432)

薬物銃器対策課

企画係 (800-3274)